令和7年度滋賀県事業者の協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、滋賀県事業者の協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は小規模法人を含む複数の法人で構成する事業者グループが協働して行 う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環 境の改善を図ることを目的とする。

(補助金の対象等)

- 第3条 補助の対象とする事業は、別表に掲げる事業のうち、知事が適当と認める事業(以下「補助対象事業」という。)とする。
- 2 補助の対象者は、小規模法人(1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような 法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。)を1以上含む、複数の法人により 構成される事業者(以下「事業者グループ」という。)とする。

申請を行う事業者グループの代表者は介護事業所・介護施設等(介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。)を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所のほか、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。

(補助金の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1.000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。
 - (2)(1)により算出額と、第3欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を交付額とする。

1 対象経費	2 補助率	3 基準額
補助対象事業の実施に要する次の経費 (報酬、給料、報償費、職員手当等、共 済費、旅費、役務費、使用料および賃 借料、委託料、需用費、備品購入費(単 価30万円以上の備品を除く)、負担金、 補助金及び交付金)	4/5	事業者グループを構成する法 人数1につき120万円(訪問介 護事業所を経営する法人の場 合、30万円を加算する。)と し、1事業者グループあたり最 大320万円を上限とする。

(交付申請)

- 第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号による申請書を、同申請書 に記載する関係書類を添えて提出するものとし、提出期限については別途通知するものと する。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、様式第 2号による変更申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものと する。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、原則として精算払いの方法によるものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、様式第4号による請求書に基づき概算払いの方法によることができる。

(交付の条件)

- 第8条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月)または事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。
- 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

- 第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。
 - (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
 - (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
 - (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。 なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費

(調査および指導)

第 12 条 知事は、補助金にかかる事業の適正化を図るため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または関係職員に調査および指導をさせることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付申請、第6条の規定に基づく変更交付申請、第7条の規定に基づく支払請求、第8条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告および第11条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 14 条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要 な事項について、その都度これを定める。

(附 則)

この要綱は、令和7年6月18日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表

補助対象事業

1 対象事業

本事業は、複数の法人で構成する事業者グループが職場環境の改善を図ることを目的として、経営の協働化・大規模化等を通じて取り組む事業を対象とする。

2 事業内容

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する、以下

- (1)~(11)に掲げる取組を行うものとする。
- (1)合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に係る取組
- (2) 共同送迎の実施に向けた調査等に係る取組
- (3) 共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力 向上に資する取組
- (4) 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に係る取組
- (5) 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に係る取組
- (6) 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に係る取組
- (7) 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に係る取組
- (8)協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に係る取組(通信費は対象外とする)
- (9) 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に係る取組(事業所車輌の購入費は対象外とする)
- (10) 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に係る取組
- (11) その他本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組